

岩手県告示第 757 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

北上川中流森林計画区(花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円)

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課、関係広域振興局等の林務担当部、林務室、農林センター

(2) 期間 平成 19 年 11 月 2 日から同年 12 月 3 日まで